

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成23年10月から被相続人が逝去した月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、平成23年3月から被相続人が逝去した月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

## （一部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和5年7月28日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いが無い別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の金20万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。  
また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月15日

（仲介委員 市川 太）

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人 X1について 令和〇年(東)第〇号事件				
損害項目	期間	一部和解金額	備考	
検査費用(人)				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	増額事由	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害			
生活基盤喪失・変容による精神的損害				

	生活基盤変容に準じる 精神的損害			
	健康不安に基礎を置く 精神的損害			
	自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦)			
	自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦以外) (第五次追補第3)	2011年4月23日～2011 年12月31日	200,000 円	中間指針第五次追補で示さ れた金額(精神的損害等に対 する賠償+生活費増加費用 等に対する賠償):20万円 避難等対象区域(計画的避難 区域・特定避難勧奨地点を除 く)
	就労不能損害			
	営業損害			
	検査費用(物)			
	不動産の財物損害			
	家財の財物損害			
	その他			
		一部和解合計額	200,000 円	
	支払額		200,000 円	

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成23年10月から被相続人が逝去した月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、平成23年3月から被相続人が逝去した月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（申立人4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成24年5月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

### 2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

- (1) 被相続人の日常生活阻害慰謝料の基本分

期間 平成23年10月1日から平成24年5月4日まで

80万円

- (2) 被相続人の日常生活阻害慰謝料の増額分（家族別離及び身体障害による増額・中間指針第五次追補第2の4）

期間 平成23年3月11日から平成24年5月4日まで

75万円

- (3) 被相続人の自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

期間 平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

20万円

- (4) 申立人X1の自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

期間 平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

20万円

- (5) 申立人X2の自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

期間 平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金215万円の支払義務があることを認める。

4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の損害に対する賠償金として、金20万円を支払済みであることを確認する。

5 支払方法

(省略)

6 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年1月12日

(仲介委員 市川 太)